



# 山形県公報

平成29年5月30日(火)  
第2848号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 土壌汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定の一部解除……………(水大気環境課) ……579
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(最上総合支庁地域保健福祉課) ……同
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……580
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 救急病院等の告示……………(地域医療対策課) ……同
- 県営土地改良事業計画の決定……………(村山総合支庁農村計画課) ……581
- 土地改良区の定款変更の認可……………(置賜総合支庁農村計画課) ……同
- 同……………(同) ……同

### 公 告

- 平成29年度山形県登録販売者試験の実施……………(健康福祉企画課) ……582
- 県営住宅入居者の一般公募……………(置賜総合支庁建築課) ……同
- 一般競争入札の公告……………(警察本部) ……585
- 住民監査請求に係る監査結果……………(監査委員) ……587
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(企業局) ……590

## 告 示

### 山形県告示第423号

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第2項の規定により、形質変更時要届出区域の指定の一部を次のとおり解除する。

平成29年5月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定を解除する区域  
鶴岡市の行政区域のうち、次の図に示す区域(次の図は省略し、その図書を環境エネルギー部水大気環境課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。)
- 2 土壌汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第1項に規定する基準に適合していない特定有害物質の種類  
ふっ素及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置  
土壌汚染の除去

### 山形県告示第424号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成29年5月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の<br>名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                  | サービスの種類 | 廃止年月日       |
|------------------------|------------------------------|---------|-------------|
| ユニオンソーシャルシステム<br>株式会社  | かめさん介護センター<br>新庄市東谷地田町17番地 2 | 訪 問 介 護 | 平成29. 5. 31 |

**山形県告示第425号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成29年 5月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者<br>の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                  | サービスの種類  | 廃止年月日       |
|--------------------------|------------------------------|----------|-------------|
| ユニオンソーシャルシステム<br>株式会社    | かめさん介護センター<br>新庄市東谷地田町17番地 2 | 介護予防訪問介護 | 平成29. 5. 31 |

**山形県告示第426号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

平成29年 5月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の<br>名称及び主たる事務所の所在地                           | 事業所の名称及び所在地                  | 障害福祉サービスの<br>種類 | 廃止年月日       |
|------------------------------------------------------------|------------------------------|-----------------|-------------|
| ユニオンソーシャルシステム株<br>式会社<br>新庄市五日町字清水川1303番地<br>の3ユニオン五日町ビル3F | かめさん介護センター<br>新庄市東谷地田町17番地 2 | 居 宅 介 護         | 平成29. 5. 31 |
| 同                                                          | 同                            | 重度訪問介護          | 同           |
| 同                                                          | 同                            | 行 動 援 護         | 同           |
| 同                                                          | 同                            | 同 行 援 護         | 同           |

**山形県告示第427号**

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。

平成29年 5月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 名 称         | 所 在 地            | 認 定 期 間                        |
|-------------|------------------|--------------------------------|
| 公 立 高 畠 病 院 | 東置賜郡高畠町大字高畠386番地 | 平成29年 6月28日から<br>平成32年 6月27日まで |

**山形県告示第428号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営長瀬河島地区土地改良事業（農村地域防災減災事業（用排水施設等整備事業））計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年5月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営長瀬河島地区土地改良事業（農村地域防災減災事業（用排水施設等整備事業））計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所  
村山市役所及び東根市役所
- 3 縦覧に供する期間  
平成29年6月6日から同年7月4日まで
- 4 その他
  - (1) この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
  - (2) この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
  - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

**山形県告示第429号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成29年5月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
野川土地改良区
- 2 事務所の所在地  
長井市清水町一丁目1番26号
- 3 認可年月日  
平成29年4月28日

**山形県告示第430号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成29年5月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
米沢平野土地改良区
- 2 事務所の所在地  
米沢市金池五丁目9番5号
- 3 認可年月日  
平成29年4月28日

## 公 告

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第36条の8第1項の規定により、平成29年度登録販売者試験を次のとおり実施する。

平成29年 5月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 1 試験の日時及び場所

(1) 日時 平成29年 8月30日（水） 午前10時30分から午後 4時まで

(2) 場所 山形市香澄町三丁目 4番 5号 山形国際ホテル

### 2 受験手続

受験願書を平成29年 5月30日（火）から同年 7月 4日（火）までの間に、山形市松波二丁目 8番 1号健康福祉部健康福祉企画課薬務・感染症対策室に提出すること（郵送による提出の場合は簡易書留とし、同日までの消印のあるものに限り有効とする。）。

### 3 その他

詳細については、健康福祉部健康福祉企画課薬務・感染症対策室（電話023(630)2333）に問い合わせること。

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成29年 5月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名称          | 所在地                | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分                | 家賃                      |                                    |                                    |                                    |                                    |                                    | 摘要           |     |
|-------------|--------------------|------|-------------------------------|------|-------------------|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|--------------|-----|
|             |                    | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |                   | 収入が<br>104,000円<br>以下の者 | 収入が104,000円<br>を超え123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を超え139,000円<br>以下の者 | 収入が139,000円<br>を超え158,000円<br>以下の者 | 収入が158,000円<br>を超え186,000円<br>以下の者 | 収入が186,000円<br>を超え214,000円<br>以下の者 |              |     |
| 県営小出アパート2号  | 長井市台町3-2           | 3DK  | 58.0                          | 1    | 一般用               | 14,300                  | 16,500                             | 18,900                             | 21,300                             | 24,400                             | 28,100                             | 3月分の家賃に相当する額 |     |
| 同 成田アパート    | 同 成田3102-3         | 同    | 63.9                          | 1    | 同                 | 16,100                  | 18,600                             | 21,200                             | 24,000                             | 27,400                             | 31,600                             |              |     |
| 同 小国アパート1号  | 西置賜郡小国町大字兵庫館三丁目3-9 | 同    | 58.0                          | 4    | 同                 | 13,100                  | 15,100                             | 17,300                             | 19,500                             | 22,300                             | 25,800                             |              | 单身可 |
| 同 2号        | 同 3-8              | 同    | 59.4                          | 1    | 同                 | 14,100                  | 16,300                             | 18,600                             | 21,000                             | 24,000                             | 27,700                             |              | 单身可 |
| 同 同         | 同 同                | 同    | 59.4                          | 3    | 同                 | 14,100                  | 16,300                             | 18,600                             | 21,000                             | 24,000                             | 27,700                             |              |     |
| 同 白鷹アパート    | 同 白鷹町大字荒砥1482-1    | 同    | 55.7                          | 3    | 同                 | 12,600                  | 14,600                             | 16,700                             | 18,800                             | 21,500                             | 24,800                             |              |     |
| 同 宝前町住宅     | 同 大字十王5502-11      | 同    | 77.0                          | 1    | 同                 | 18,000                  | 20,700                             | 23,700                             | 26,800                             | 30,600                             | 35,300                             |              |     |
| 同 同         | 同 同                | 同    | 77.0                          | 1    | 同                 | 18,400                  | 21,200                             | 24,300                             | 27,400                             | 31,300                             | 36,200                             |              |     |
| 同 あらとアパート1号 | 同 大字荒砥乙725-1       | 同    | 74.4                          | 1    | 特定目的用<br>(高齢・身障用) | 24,000                  | 27,700                             | 31,700                             | 35,700                             | 40,800                             | 47,100                             |              |     |
| 同 同         | 同 同                | 同    | 74.4                          | 1    | 一般用               | 24,000                  | 27,700                             | 31,700                             | 35,700                             | 40,800                             | 47,100                             |              |     |
| 同 2号        | 同 同                | 同    | 77.9                          | 1    | 同                 | 25,400                  | 29,400                             | 33,600                             | 37,900                             | 43,300                             | 50,000                             |              |     |
| 同 飯豊アパート    | 同 飯豊町大字萩生3893-1    | 同    | 59.4                          | 2    | 同                 | 14,900                  | 17,200                             | 19,700                             | 22,200                             | 25,300                             | 29,300                             |              | 单身可 |
| 同 同         | 同 同                | 同    | 59.4                          | 1    | 同                 | 14,900                  | 17,200                             | 19,700                             | 22,200                             | 25,300                             | 29,300                             |              |     |

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

(1) 募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

(2) 募集の区分欄に「特定目的用（高齢・身障者用）」とあるのは、高齢者世帯及び身体障がい者世帯から選考する。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成29年6月7日から同月13日までの午前10時から午後5時まで  
ただし、郵送の場合は、平成29年6月13日までの消印のあるものに限り有効とする。

## (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

米沢市金池七丁目1番50号

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産置賜事務所

## 5 入居の時期 平成29年8月上旬

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、自動車保管場所管理システム機器の賃貸借及び保守サービスの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成29年5月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 入札の場所及び日時

(1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部101会議室（1階）

(2) 日時 平成29年7月12日（水）午後2時

## 2 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等及び特定役務の名称及び数量

自動車保管場所管理システム機器の賃貸借及び保守サービス 一式

(2) 調達をする物品等及び特定役務の仕様等 仕様書による。

(3) 契約期間 平成30年1月1日から平成33年12月31日まで

(4) 納入期限及び納入場所 入札説明書による。

(5) 入札方法 (3)の契約期間に掲げる期間に相当する料金の総価のうち3箇月分に相当する金額により行う。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間に相当する料金の総額のうち3箇月分に相当する金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。

(2) 平成29年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成29年2月17日付け県公報第2821号）により公示された資格を有すること。

(3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

(5) 当該調達物品等に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備できること。

## 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

(1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部警務部情報管理課開発運用係

電話番号023(626)0110

- (2) 入札説明書の交付場所等  
山形県警察本部警務部情報管理課開発運用係で交付するほか、山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。
- (3) 仕様書の交付場所  
仕様書交付申請書を提出した者に対し、山形県警察本部警務部情報管理課開発運用係で交付する。
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額（契約期間における総額）の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効  
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法  
規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 8 契約の手續において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 9 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、規則第125条第5項の競争入札参加資格者名簿（様式第104号によるもの）に限る。以下「競争入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を平成29年6月19日（月）午後4時までに、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を平成29年6月12日（月）午後4時までに山形県警察本部警務部情報管理課開発運用係に提出するとともに、併せて2の(1)の物品等及び特定役務の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品等及び特定役務の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）、3の(5)に係る事項を証明する書類（以下「証明書」という。）及び競争入札に係る応札物品仕様書等審査申請書を提出すること。
- (2) 応札物品仕様書及び証明書を提出した者は、入札日の前日までに当該応札物品仕様書及び証明書に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- (3) (1)により提出された応札物品仕様書及び証明書については、2の(1)の物品等及び特定役務の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書及び証明書を提出した者は、この入札に参加することができない。
- (4) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、再委託の禁止に関する定め、個人情報の保護に関する定め、及びこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。
- (5) この入札及び契約は、県の都合により調達手續の停止等があり得る。
- (6) 詳細については入札説明書による。
- 10 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be procured: Lease and maintenance service of management system of vehicle storage place: 1 set
- (2) Time-limit for tender: 2:00 P.M. July 12, 2017
- (3) Contact point for the notice: Information Management Section, Police Administration Division, Yamagata Prefectural Police Headquarters, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8577 Japan TEL023(626)0110



地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により、住民監査請求に係る監査の結果を次のとおり公表する。

平成29年5月30日

|         |   |   |   |   |
|---------|---|---|---|---|
| 山形県監査委員 | 伊 | 藤 | 重 | 成 |
| 山形県監査委員 | 鈴 | 木 |   | 孝 |
| 山形県監査委員 | 武 | 田 | 一 | 夫 |
| 山形県監査委員 | 加 | 藤 |   | 香 |

## 第1 請求の受付

### 1 請求人

（住所、氏名 省略）

### 2 請求書の提出

平成29年3月24日

### 3 請求の趣旨

山形県職員措置請求書（以下「請求書」という。）による主張事実の要旨及び求める措置は次のとおりである。

なお、請求書の原文に即して記載した。

#### (1) 主張事実の要旨

法人であるA社（以下「A社」という。）の所有する3階建ての事務所ビルに対する移転補償費に関して、誰が見ても明らかに道路拡幅に無関係の建物にもかかわらず、多額の税金が投入されたことは大問題であり、虚偽の関連移転と言わざるを得ない。対象外の物件を関連移転物件とするために、虚偽の文書作成をA社及び県の担当課職員がコンサルタント会社に指導及び指示し、虚偽文書作成させたことは、あたかも正当性があるかを見せかける詐欺行為であり、公務員として許し難い行為であるとともに、違法行為（虚偽文書の作成を主導した）にもつながるものである。

この様な重大案件について職員が独自判断で動くことはないので、その責任は最高責任者の知事にあることは明白である。

よって、知事が不当な支出を組織的に執行させたことは、重大な公金の不当支出に該当する。

#### (2) 事実証明書

請求に際し、提出された事実証明書は次のとおりである。

- ① 上空写真（全体） 1枚
- ② 取壊前の対象建物の写真 1枚
- ③ 補償金及び関連移転公文書（複写） 1式

#### (3) 求める措置

- ① A社の事務所ビルが、関連移転となった経緯、明確な理由及び根拠の開示。
- ② A社の全ての補償に係る事務処理についての監査。
- ③ 山形県の被った損害を補填すること。

#### (4) 請求人の証拠の提出及び陳述

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第6項の規定により、平成29年4月26日、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

証拠の提出及び陳述には、請求人1名が出席した。

新たな証拠として請求書の内容の補足資料が提出され、請求人は請求の要旨を補足するための陳述を行った。

陳述における請求人の主張は次のとおりであった。

- ① 道路拡幅にかからない建物（事務所ビル）に補償金が支払われたのはおかしい。税金の公平公正な使途から逸脱している。
- ② A社は道路が拡幅する情報を知り得ていたはずなのに、セットバックしないで道路拡幅部分に建物（A社所有の車庫）を建て、補償金を得たことは、税金の無駄遣いでないか。

また、請求人が求める措置としている「A社の全ての補償」とは、陳述及び関係書類により、街路整備事業におけるA社に係る物件移転及び損失補償に関する契約に基づく移転補償であると陳述を得た。

## 4 請求の受理

本件請求は、法第242条第1項に定める要件を具備していると認め、平成29年4月6日に受理した。

## 第2 監査の実施

監査は、県当局から提出された書類についての調査及び関係職員からの事情聴取により実施した。

### 1 監査対象事項

A社の所有する補償対象となった建物等に対する移転補償費について

- (1) A社に対する移転補償費に係る用地調査等事務委託で作成した調査報告書（以下「調査報告書」という。）は、県の担当課職員がコンサルタント会社に虚偽の調査報告書を作成させたものであるか。
- (2) 調査報告書をもとに締結した物件移転補償契約により支出した補償金は、公金の不当な支出に当たるか、また、この支出は県に損害を生じさせたか。

### 2 監査対象部局

- (1) 県土整備部都市計画課
- (2) 村山総合支庁建設部用地課

## 第3 監査の結果

### 1 事実関係の確認

県土整備部及び村山総合支庁の関係職員より、「3・4・207山形老野森線街路整備事業」（以下「街路整備事業」という。）におけるA社に関する移転補償に係る契約等の事実関係について聴取し、確認した結果は以下のとおりである。

#### (1) 街路整備事業の経過

街路整備事業のこれまでの主な経過は、以下のとおりである。

昭和50年6月27日 都市計画決定  
平成16年3月10日 街路整備事業認可  
平成16年度 用地補償開始  
平成21年度 工事着手

#### (2) コンサルタント会社への指導及び指示について

平成24年9月10日、県とコンサルタント会社との間において3・4・207山形老野森線用地調査等事務委託契約が締結され、平成25年9月24日に当該契約に基づく調査等事務が完了、同年10月24日に委託料が県からコンサルタント会社へ支払われ契約は完了した。

この委託契約においてコンサルタント会社が作成した調査報告書は、山形県県土整備部用地調査等共通仕様書（山形県県土整備部用地事務委託要領（平成21年3月30日付け管第1190号土木部長通知。以下「用地事務委託要領」という。）別記様式2）及び補償金算定標準書（東北地区用地対策連絡会決定）に沿って作成されていた。

#### (3) 関連移転について

いわゆる関連移転の対象となるA社所有の建物の特定については、山形県県土整備部用地事務取扱要領（平成24年3月27日付け用地第655号土木部長通知。以下「用地事務取扱要領」という。）第16条第1項第9号の規定及び平成21年6月23日付け管第304号土木部長通知「建物の関連移転に係る取扱い」にのっとり、平成26年2月10日付けで村山総合支庁長から県土整備部長に協議が行われ、同日付けで関連移転補償に係る県土整備部長からの回答で協議が整っている。

その中で、A社の所有する移転補償対象となった建物についての移転工法は、県の指示によりコンサルタント会社が作成した調査報告書において、複数の工法（4案）が提案され、そのうち最も妥当とされた工法が採用されていた。

#### (4) 契約履行の経過について

請求人が「対象外の物件」と主張する事務所ビルを含む物件の移転補償については、県とA社との間において物件移転に係る補償契約が締結され、履行されていた。

なお、契約履行の経過は次のとおりであった。

平成26年3月20日 物件移転補償契約（移転期限 平成28年3月28日）  
平成26年4月23日 前払金支払  
平成28年3月18日 変更契約（契約期間の変更）  
（変更後の移転期限 平成28年5月31日）  
平成28年5月31日 物件移転完了  
平成28年6月3日 完了検査

平成28年6月29日 残金支払（精算払）

(5) 移転補償費の支出について

上記(3)において採用された移転工法をもとに県とA社との間で物件移転補償契約の締結がなされており、当該契約の締結及び支出手続については、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号（以下「財務規則」という。）及び山形県事務代決及び専決事務に関する規程（昭和28年12月県訓令第49号（以下「専決規程」という。））にのっとり執行され、契約に基づく物件移転補償費が支出されていた。

なお、物件移転補償費の算定に当たっては、用地事務取扱要領及び山形県県土整備部に属する公共事業に必要な用地の取得に伴う損失補償基準（平成24年3月28日付け用地第657号土木部長通知）（以下「損失補償基準」という。）に基づき実施していた。

(6) 都市計画区域内に建てられた建物の移転補償について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第54条において、都市計画決定から事業認可日までの間は、計画区域内に建物を建築する場合は、次に該当する容易に移転等ができる建築物について、原則許可されることを規定している。

① 階数が二以下であり、かつ、地階を有しないこと。

② 主要構造部（壁、はり床、屋根、階段）が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これに類する構造であること。

本件に係る都市計画は昭和50年6月に決定され、A社所有の車庫として使用されている建物（以下「車庫」という。）が昭和62年5月に建築されており、街路整備事業の認可は平成16年3月であること、また、本件請求に係る物件移転補償契約に当該車庫も含まれ補償対象となっていた。

2 判断

本件請求については、対象機関への聴取及び関係書類の確認を行い、次のように判断した。

(1) 「A社の事務所ビルが関連移転となった経緯、明確な理由、根拠の開示」について

① 請求人の主張

対象外の物件を関連移転物件とするために、虚偽の文書作成を担当課職員がコンサルタント会社に指導及び指示し虚偽の文書を作成させたことは違法である。

② 判断

補償費算定の対象となる建物等は、道路拡幅により直接用地が買収される土地にある建物等となるが、関連移転とは、損失補償基準第30条第1項（建物等の移転料）後段で「建物等が分割されることとなり、その全部を移転しなければ従来利用していた目的に供することが著しく困難となるときは、（中略）当該建物等の全部を移転するのに要する費用を補償するものとする。」と規定されている補償費の算定方法である。

道路拡幅による用地取得後は、A社の製造工程の一部である配送ヤード（製品をトラック等で搬出するためのスペース）が減少しその機能を十分に果たせなくなるため、従前の配送ヤードの機能を回復するために新たな搬出スペースの確保が必要となり、事務所ビル等が支障となったことが認められる。

このため、配送ヤードの機能回復の方法として、事務所ビルの関連移転を考慮する必要があり、複数工法の中から、費用比較等を行った上で最も妥当な工法を選択し、決定されたことが認められる。

よって、事務所ビルが関連移転の対象とされたことは妥当であり、虚偽文書を作成させる等の行為もうかがえなかったことから、請求人の主張には理由がない。

なお、陳述等から、請求人は公文書等の開示も求めていると解されるが、公文書の開示については住民監査請求の対象となる財務会計上の行為ではないため、監査の対象としなかった。

(2) 「A社の全ての補償に係る事務処理についての監査」について

① 請求人の主張

この様な重大案件について職員が独自判断で動くことはないので、その責任は最高責任者の知事にあることは明白である。

よって、知事が不当な支出を組織的に執行させたことは、重大な公金の不当支出に該当する。

② 判断

請求人が求める措置としている「A社の全ての補償」とは、陳述及び関係書類により、街路整備事業におけるA社に係る物件移転及び損失補償に関する契約に基づく移転補償であるが、移転補償対象となったA社所有の建物に係る調査報告書が、虚偽の内容に基づき作成された事実は認められなかった。

また、この調査報告書を踏まえて最も妥当な工法を選定したうえで、物件移転補償契約の締結がなさ

れ、当該契約に基づき支出されているが、それぞれ財務規則及び専代決規程に基づき適正に手続を行っており、本件移転補償費は公金の不当な支出とは認められない。

(3) 「山形県の被った損害を補填すること」について

① 請求人の主張

山形県の被った損害を補填することを請求する。

② 判断

移転補償に係る移転工法の選定及び補償費算定に係る事務処理について関係書類により執行状況を確認した結果、用地事務取扱要領及び損失補償基準等関係規程等にのっとり適正に執行されているものと認められたことから、違法又は不当な財務会計上の行為若しくは怠る事実による県の損害は認められない。

(4) セットバックしないで建てた建築物への移転補償費について

① 請求人の主張

A社は道路拡幅をしながらセットバックしないで建築物を建て、県から補償金を得て税金の無駄遣いをさせた。

② 判断

本件請求に係る都市計画は昭和50年6月に決定され、車庫は昭和62年5月に建築されており、平成16年3月に街路整備事業が認可されている。

都市計画決定から事業認可までの期間において都市計画区域内に建築される建物の建築許可要件が、容易に移転等ができるものとされているのは、将来見込まれる用地買収等の事業を円滑に施行するための趣旨であることからすれば、本件請求における事業認可前に建てられた車庫が移転補償の対象となったことに法令に照らして問題はなく、税金の無駄遣いをさせたとする請求人の主張は認められない。

3 結論

本件請求に係る県とA社との間において締結した物件移転補償契約に係る措置請求については、関係書類の調査、関係人の事情聴取を実施した結果、請求人の主張する事実は認められなかった。

以上により、本件請求については、法第242条第1項に規定する違法若しくは不当な公金の支出に該当するとは認められない。

よって、本件請求を棄却する。

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成29年5月30日

山形県企業管理者 高橋 広 樹

1 落札に係る物品等の名称及び予定数量

水道用ポリ塩化アルミニウム 1,336,000キログラム

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県企業局村山電気水道事務所総務課 西村山郡西川町大字吉川10番5  
電話番号0237(74)3207

3 落札者を決定した日 平成29年3月22日

4 落札者の名称及び所在地

東北化学薬品株式会社山形支店 東根市神町南二丁目3番14号

5 落札金額 19.44円（1キログラム当たり）

6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日 平成29年2月7日